

指定管理鳥獣捕獲等事業に関する論点（案）

項目

1. 指定管理鳥獣の指定のあり方
2. 指定管理鳥獣の管理の考え方
3. 第二種特定鳥獣管理計画に記載すべき事項
4. 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載事項
5. 夜間銃猟の実施要件
6. 放置の禁止の緩和要件
7. 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方
8. 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実行体制の整備
9. モニタリング及び計画の見直し

1. 指定管理鳥獣の指定のあり方

法第2条

第5項 この法律において「指定管理鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定めるものをいう。

論点① 指定管理鳥獣の定義の詳細や見直しのあり方を定める必要。

- 「集中的かつ広域的に管理を図る必要があるもの」とは具体的にどのような鳥獣か。
- 指定管理鳥獣の指定の見直しはどのように行うか（時期や基準等）。

2. 指定管理鳥獣の管理の考え方

論点② 指定管理鳥獣の管理の方針、国及び都道府県の役割を定める必要。

- 指定管理鳥獣はどのような方針で管理するか。
- 指定管理鳥獣の管理にあたり、国が果たすべき役割は何か。
- 指定管理鳥獣の管理にあたり、都道府県が果たすべき役割は何か。

(参考) 答申

3 (2) ア 個体群管理に関する役割

…都道府県は、鳥獣保護事業の実施者であり、特定計画の策定者であることから、個体群管理の目標を設定し、各主体が実施する捕獲全体の調整を行うとともに、それぞれの捕獲情報に基づいて、目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施することが適当である。

国は、個体群管理について、都道府県の各々の取組だけでは対策の効果に限界があると考えられる場合、広域的な観点から必要な措置を取るものとする。特に、国土の相当部分において個体数の急激な増加が見込まれるニホンジカについては、国が都道府県に協力して地域別の個体数を推定し捕獲目標を示すなど、全国的な視点から管理目標や管理方針を設定し、各都道府県の取組状況の評価や必要な提言・指導等を行うことで、全国的に取組の水準を高めていくことが不可欠である。

(5) 国の取組の強化

…全国的に被害が深刻化し、都道府県に管理のための捕獲事業を推奨する鳥獣については、国が全国的な視点から捕獲目標を設定するなど管理の基本的な指針を定め、全国的な取組を促す仕組みが必要である。また、全国的に取組を行う必要性に鑑みれば、予算も含めて都道府県任せにするのではなく、国として予算の確保や配布を検討すべきである。

3. 第二種特定鳥獣管理計画に記載すべき事項

法第7条の2

第2項第5項

第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合には、当該事業（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業」という。）の実施に関する事項

論点③ 第二種特定鳥獣管理計画に記載すべき基本的事項を定める必要。

- 第二種特定鳥獣管理計画の作成段階において、どの程度の記載を求めるか（対象種、実施区域、事業目標、実施方法等）。なお、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間は概ね5年の比較的長期間であることに留意が必要。

4. 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載事項

法第14条の2

第2項 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 指定管理鳥獣の種類
- 二 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 三 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- 四 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 五 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等をした指定管理鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置する場合又は日出前若しくは日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「夜間銃猟」という。）をする場合にあっては、その旨を含む。）
- 六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- 七 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- 八 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

論点④ 実施計画の実施期間、実施区域、実施目標、内容、実施体制、安全確保等を定める必要。

- 実施期間の目安や設定にあたって留意する事項は何か。
- 実施区域の目安や設定にあたって留意する事項は何か。
- 事業の目標はどのように設定するか。
- 事業の内容は何をどのように定めるか（捕獲方法、作業手順、捕獲個体の回収・処分方法等）。※放置及び夜間銃猟については論点⑤⑥で整理。
- 事業を実施するための体制は何をどのように定めるか（事業責任者、事業実施者、緊急連絡等の体制等）。
- 周辺の住民等への安全確保策等はどのように定めるか（周知方法、銃猟をする時間帯の立入規制、指定区域及びその周辺における銃猟を避ける等）。
- その他に記載すべき事項は何か。
 - ・ 事業において遵守しなければならない事項（他法令（電波法）等）
 - ・ 配慮すべき事項（非鉛弾の使用、犬を使用する際の留意事項等）

等

5. 夜間銃猟の実施要件

法第14条の2

第2項第5号（再掲）

指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等をした指定管理鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置する場合又は日出前若しくは日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「夜間銃猟」という。）をする場合にあっては、その旨を含む。）

第8項第2号

第三十八条第一項 前項の規定による委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者（第十八条の五第一項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに限る。）が、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る実施計画ごとに、夜間銃猟の実施日時、実施区域、実施方法及び実施体制、夜間銃猟をする者その他の夜間銃猟に関する事項であって環境省令で定めるものについて、当該実施計画に適合する旨の当該実施計画を定めた都道府県知事の確認を受け、かつ、その確認を受けたところに従って、その確認を受けた夜間銃猟をする者が夜間銃猟をするとき。

論点⑤ 夜間銃猟を実施する際の詳細要件を定める必要。

- 夜間銃猟を実施する場合に実施計画に定めるべき事項は何か。また、実施計画の作成手続きや調整先をどのように示すか。
- 夜間銃猟の作業計画（実施日時、実施区域、実施方法及び実施体制、夜間銃猟をする者等）に定めるべき事項は何か。又、作業計画の作成手続や調整先、作業計画が実施計画に適合する旨の都道府県知事の確認の方法はどのように定めるか。
- 夜間銃猟の実施要件は何か（必要性、安全性、効果性、地域への配慮等）。
- 夜間銃猟の実施条件は何か（安全確保のための大型照明器具や暗視スコープの使用、捕獲方法、発射場所や射撃方向の制限、事前周知、立入規制、スマートディア化を防ぐ取組、地域への配慮等）。

（参考）答申

3（4）計画的な捕獲の推進

…さらに、シカ類の個体数調整については、海外の事例で、夜間に銃により捕獲を行うことが効果的な場合も指摘されており、安全管理を厳格に行えることを条件として、限定的に認めることを検討する必要がある。ただし、夜間の銃による捕獲は、適切な方法で実施しなければ、危険性が高いことや、急速に捕獲効率が低下し、効果的な捕獲をかえって困難にすることに留意する必要がある、慎重に行うべきであることを強調しておきたい。

6. 放置の禁止の緩和要件

法第14条の2

第2項第5号（再掲）

指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等をした指定管理鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置する場合又は日出前若しくは日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「夜間銃猟」という。）をする場合にあつては、その旨を含む。）

第8項第1号

第十八条 捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置することが、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するとき。

論点⑥ 捕獲個体の放置を行う際の詳細要件を定める必要。

- 「生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく」とは具体的にはどのような場合か。
- 「指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合」とは具体的にどのような場合か。
- その他、放置にあたって考慮すべき事項は何か。
- 放置の適否をどのように判断するか（専門家の意見を聞く等）。

（参考）

法第十八条 鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。

答申

3（4）計画的な捕獲の推進

…緩和の内容としては、例えば、捕獲許可の手続きを不要とすること、捕獲個体の回収が容易ではなく周辺環境への影響が少ない場合等に捕獲個体の放置の禁止を緩和すること等が想定される。やむを得ず放置する場合についても、鉛弾を使用していないことを条件とし、捕獲個体に関する情報収集に努めることが必要である。

7. 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

法第14条の2

第7項 都道府県及び第五項の確認を受けた国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の全部又は一部について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に対し、その実施を委託することができる。

第8項 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県、第五項の確認を受けた国の機関又は前項の規定による委託を受けた者（次項において「都道府県等」という。）が指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する行為については、第八条、第十八条及び第三十八条第一項の規定は、適用しない。（以下略）

第9項 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等については、第九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして、同条第八項から第十二項まで、第十二条第五項（前条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項及び第二項並びに第三十五条第二項及び第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。（以下略）

論点⑦ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施の委託に関する詳細を定める必要。

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先の考え方はどのように定めるか。
- 認定鳥獣捕獲等事業者の活用をどのように定めるか。
- 委託契約のあり方や考慮すべき事項はどのようなものか。
- 事業実施に係る損害賠償（保険等）の考え方はどのようなものか。

（参考）答申

3（3）① 鳥獣の捕獲等を専門に行う事業者を認定する制度の創設

…また、鳥獣の捕獲等の社会的な重要性に鑑みれば、地域社会は事業者を育成し、支えていく意識を持つことが重要である。とくに行政は、必要に応じて事業者を支援することも検討すべきであり、かつ、捕獲を依頼するに際し、捕獲が適正に行われるように事業者を十分監督・指導することも重要である。

…行政機関等が認定事業者に捕獲等を依頼する際、または認定事業者が自ら捕獲等を実施する際に、従来その地域で活動してきた狩猟者がいる場合には、彼らの狩猟活動に配慮し、必要な協力を求めるなど、十分な連携や協調を求めていくことが効果的な捕獲のためにも重要である。

8. 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の執行体制の整備

論点⑧ 指定管理鳥獣捕獲等事業の執行体制の整備において考慮すべき事項を検討する必要。

- 都道府県における専門的人材の育成をどのように位置づけるか。
- 外部の専門家の活用、大学や研究機関との連携をどのように行うか。
- 鳥獣管理の担い手をどのように育成・確保するか。
- 住民に対し、鳥獣管理の必要性に関する普及啓発はどのように行うべきか。

9. モニタリング及び計画の見直し

論点⑨ 指定管理鳥獣のモニタリング及び実施計画の見直しについて定めるべき事項を検討する必要。

- 指定管理鳥獣の地域個体群の動向（生息数、生息域、生息密度等）や生息環境、被害状況をどのようにモニタリングすべきか。
- モニタリングをどのように実施し、どのように実施計画等の見直しに反映すべきか。
- 実施計画の見直しにおいて、どのように実施計画の結果を評価し、どのように実施計画を見直すか。

(参考) 答申

3 (6) ② 効率的な情報収集や評価手法の確立・普及

…科学的・計画的な鳥獣管理を行うためには、分布や個体数等に関する調査研究とモニタリングが重要であり、より効率的・効果的な情報収集及び評価手法の確立が求められている。

捕獲情報（鳥獣種、捕獲数（雌雄別）、捕獲場所、捕獲努力量等）をより効率的に収集するシステムの開発・運用や、生息状況調査の効率化、情報の簡便な分析方法の提供等についての方策を検討することが重要である。また、国は、適切な調査手法等を提案したり、必要に応じて手法の全国的な統一を推進するなどにより、都道府県ごとの個体数の推定等を促進し、全国の取組の進捗状況等の把握に努める必要がある。